

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

1. 基本的考え方

(1)市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合、管理する施設及び設備の緊急点検を実施し、被害の拡大防止、被災者の生活確保を最優先に応急復旧を行う。

(2)通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等、関係機関との通信機器に被害が発生した場合、予備機への切替等を行い、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

(3)県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2. ライフライン施設の応急の復旧

(1)市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合、市が管理する上下水道等のライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握し、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2)市が管理する輸送施設の応急の復旧

市は、管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告する。また、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。